

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年6月30日
【計算期間】	自平成22年10月1日至平成23年3月31日
【ファンド名】	SPDR [®] ゴールド・トラスト (SPDR [®] Gold Trust)
【発行者名】	ワールド・ゴールド・トラスト・サービス・エルエルシー (World Gold Trust Services, LLC)
【代表者の役職氏名】	マネージング・ディレクター ジェイソン・トゥーサン (Managing Director, Jason Toussaint)
【本店の所在の場所】	ニューヨーク州 10017 ニューヨーク郡 マディソン アヴェニュー 424 3階 (424 Madison Avenue, 3rd Floor New York, New York 10017)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 伊 東 啓
【代理人の住所又は所在地】	〒107-6029東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル 西村あさひ法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 柳 瀬 と も こ 弁護士 田 口 祐 樹
【連絡場所】	〒107-6029東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル 西村あさひ法律事務所
【電話番号】	03-5562-8500
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

注(1) 本書において、文脈により別異に解する必要がある場合を除き、下記の語は下記の意味を有するものとします。

- ・「本信託」
SPDR[®] ゴールド・トラスト(SPDR[®] Gold Trust)を意味します。
- ・「本受益権」
SPDR[®] ゴールド・シェア(SPDR[®] Gold Shares)を意味します。
- ・「スポンサー」
ワールド・ゴールド・トラスト・サービス・エルエルシー(World Gold Trust Services, LLC)を指します。

- ・「受託者」
ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンの一部門であるBNY・メロン・アセット・サービシング(BNY Mellon Asset Servicing, a division of The Bank of New York Mellon)を指します。
 - ・「マーケティング・エージェント」
ステート・ストリート・グローバル・マーケット・エルエルシー(State Street Global Markets, LLC)を指します。
 - ・「本カストディアン」
本信託のカストディアンであるHSBC銀行USA(HSBC Bank USA, N.A.)を指します。
 - ・「預託機関」
デポジトリ・トラスト・カンパニー(The Depository Trust Company)またはスポンサーおよび受託者がスポンサーと受託者との間の信託約款の定めに従い選択するSPDR[®] ゴールド・シェアのその他の預託機関を指します。
 - ・「DTC」
デポジトリ・トラスト・カンパニー(The Depository Trust Company)を指します。
 - ・「DTC参加者」
DTCへの参加者を指します。
 - ・「間接参加者」
直接または間接的にDTC参加者とカストディ関係を維持する者を指します。
 - ・「本受益権保有者」
SPDR[®] ゴールド・シェアの受益権の保有者を指します。
 - ・「バスケット」
本受益権100,000口単位を意味します。
 - ・「NAV」
純資産価額を意味します。
 - ・「ANAV」
調整済純資産価額を意味します。
 - ・「CFTC」
商品先物取引委員会を意味します。
 - ・「CEA」
1936年米国商品取引法を意味します。
 - ・「LBMA」
ロンドン貴金属市場協会(London Bullion Market Association)を意味します。
- (2) 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「ドル」は米国の法定通貨であるドルを指すものとします。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、別段の記載がある場合を除き、1ドル=80.06円の換算率(2011年6月9日に株式会社三菱東京UFJ銀行が発表した対顧客電信売・買相場の仲値)により計算されています。
- (3) 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しません。

1【ファンドの運用状況】

(1)【投資状況】

(2011年3月31日現在)

資産の種類	国名(注1)	時価合計(注2)	運用比率
金	英国	56,065,922千ドル (4,488,637,715千円)	100%
現金	該当なし	0ドル (0円)	0%
その他の資産(負債控除後)		0ドル (0円)	0%
合計(純資産総額)		56,065,922千ドル (4,488,637,715千円)	100%

(注1) 物理的な所在地を記載しています。

(注2) 金の時価合計には、金の未収入金を含みます。

(2)【運用実績】

【純資産の推移】

各月の最終営業日	本受益権1口当たり 純資産価額	本信託の純資産価額総額	換算率
2010年6月30日	121.67ドル (10,765.4円)	52,792,020千ドル (4,671,037,930千円)	1ドル=88.48円
2010年7月30日	114.29ドル (9,908.9円)	48,174,480千ドル (4,176,727,416千円)	1ドル=86.70円
2010年8月31日	121.78ドル (10,297.7円)	52,158,817千ドル (4,410,549,566千円)	1ドル=84.56円
2010年9月30日	127.70ドル (10,703.8円)	54,809,778千ドル (4,594,155,592千円)	1ドル=83.82円
2010年10月29日	131.54ドル (10,640.3円)	55,972,246千ドル (4,527,594,979千円)	1ドル=80.89円
2010年11月30日	135.09ドル (11,384.0円)	57,210,152千ドル (4,821,099,509千円)	1ドル=84.27円
2010年12月31日	137.66ドル (11,217.9円)	58,049,313千ドル (4,730,438,516千円)	1ドル=81.49円
2011年1月31日	129.48ドル (10,634.2円)	52,336,997千ドル (4,298,437,564千円)	1ドル=82.13円
2011年2月28日	137.64ドル (11,246.6円)	54,918,058千ドル (4,487,354,519千円)	1ドル=81.71円
2011年3月31日	140.32ドル (11,667.6円)	56,017,247千ドル (4,657,834,088千円)	1ドル=83.15円
2011年4月29日	149.69ドル (12,286.6円)	60,684,029千ドル (4,980,945,100千円)	1ドル=82.08円
2011年5月31日	149.73ドル (12,110.2円)	59,788,784千ドル (4,835,716,850千円)	1ドル=80.88円
2011年6月9日	149.84ドル (11,996.2円)	59,891,468千ドル (4,794,910,928千円)	1ドル=80.06円

(注1) 上記表において、日本円への換算は、当該時点の換算率(株式会社三菱東京UFJ銀行が発表した対顧客電信売・買相場の仲値)により計算されています。ただし、2010年12月31日および2011年4月29日については、それぞれ2010年12月30日時点および2011年4月28日時点の換算率により計算されています。

東京証券取引所の本受益権1口当たり時価

各月の最終営業日	東京証券取引所の本受益権 1口当たり時価	換算率
2010年6月30日	121.72ドル (10,770円)	1ドル=88.48円
2010年7月30日	114.07ドル (9,890円)	1ドル=86.70円
2010年8月31日	120.27ドル (10,170円)	1ドル=84.56円
2010年9月30日	127.06ドル (10,650円)	1ドル=83.82円
2010年10月29日	130.67ドル (10,570円)	1ドル=80.89円
2010年11月30日	133.02ドル (11,210円)	1ドル=84.27円
2010年12月30日	138.18ドル (11,260円)	1ドル=81.49円
2011年1月31日	129.92ドル (10,670円)	1ドル=82.13円
2011年2月28日	137.80ドル (11,260円)	1ドル=81.71円
2011年3月31日	138.42ドル (11,510円)	1ドル=83.15円
2011年4月28日	148.51ドル (12,190円)	1ドル=82.08円
2011年5月31日	150.72ドル (12,190円)	1ドル=80.88円
2011年6月9日	149.76ドル (11,990円)	1ドル=80.06円

(注1) 上記表において、ドルへの換算は、当該時点の換算率(株式会社三菱東京UFJ銀行が発表した対顧客電信売・買相場の仲値)により計算されています。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

期間	収益率
2010年4月1日～2011年3月31日	28.49%

2 【販売及び買戻しの実績】

	設定(千口)	解約(千口)	発行済口数(千口)
2010年4月1日～2011年3月31日	118,500	90,200	399,200

3【ファンドの経理状況】

ファンド(以下「本信託」といいます。)に係る2011年3月31日に終了した中間会計期間の日本語の中間財務書類は、米国で一般に認められる会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。本信託の中間財務書類の日本における開示については、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」といいます。)第76条第4項ただし書の規定が適用されています。

本信託の原文の中間財務書類は、外国監査法人等(「公認会計士法」(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。)による監査を受けていません。

本信託の原文の中間財務書類は、米ドルで表示されていますが、日本語の中間財務書類には、中間財務諸表等規則第79条の規定に基づき、主要な金額について円換算額を併記しています。日本円への換算は2011年6月9日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行が公表した対顧客電信売・買相場の仲値である1ドル=80.06円を用いて行われ、千円未満の端数は四捨五入して表示している場合があります。

(1)【資産及び負債の状況】

SPDR[®] ゴールド・トラスト

要約貸借対照表(無監査)

2011年3月31日および2010年9月30日現在

(受益権のデータ以外、千ドル(千円))	2011年3月31日		2010年9月30日(1)	
	千ドル	千円	千ドル	千円
資 産				
金投資、原価(2)	36,729,489	2,940,562,889	37,736,064	3,021,149,284
金の未収入金	-	-	255,409	20,448,045
資産合計	36,729,489	2,940,562,889	37,991,473	3,041,597,328
負 債				
金の未払金	28,065	2,246,884	76,622	6,134,357
関連当事者に対する未払金	17,435	1,395,846	16,065	1,286,164
未 払 金	799	63,968	2,192	175,492
未払費用	2,375	190,143	425	34,026
負債合計	48,674	3,896,840	95,304	7,630,038
償還可能受益権				
受益権の投資家への償還価値(3)	56,017,248	4,484,740,875	54,809,779	4,388,070,907
受益権保有者欠損金	(19,336,433)	(1,548,074,826)	(16,913,610)	(1,354,103,617)
負債、償還可能受益権および受益権保有者欠損金合計	36,729,489	2,940,562,889	37,991,473	3,041,597,328

(1) 2010年9月30日現在の監査済貸借対照表より抜粋。

(2) 金投資の市場価格は2011年3月31日現在56,065,922千ドル、2010年9月30日現在54,649,674千ドル。

(3) 授權受益権資本は無制限で、受益権各口の額面価値は0.00ドル。発行済および流通受益権数は2011年3月31日現在399,200,000口、2010年9月30日現在429,200,000口。

要約財務書類(無監査)の注記を参照。

SPDR[®] ゴールド・トラスト

要約損益計算書(無監査)

2011年および2010年3月31日に終了した3か月間、2011年および2010年3月31日に終了した6か月間

(受益権および受益権1口当たりのデータ以外、千ドル(千円))	2011年3月31日に終了した3か月間		2010年3月31日に終了した3か月間		2011年3月31日に終了した6か月間		2010年3月31日に終了した6か月間	
	千ドル	千円	千ドル	千円	千ドル	千円	千ドル	千円
収益								
金売却収入	53,427	4,277,366	37,685	3,017,061	109,500	8,766,570	74,973	6,002,338
費用支払のため売却した金の原価	(36,035)	(2,884,962)	(27,664)	(2,214,780)	(73,323)	(5,870,239)	(55,012)	(4,404,261)
費用支払のため売却した金の利益	17,392	1,392,404	10,021	802,281	36,177	2,896,331	19,961	1,598,078
受益権償還のため分配した金の利益	1,676,026	134,182,642	315,102	25,227,066	2,836,504	227,090,510	560,554	44,877,953
金に関する総利益	1,693,418	135,575,045	325,123	26,029,347	2,872,681	229,986,841	580,515	46,476,031
費用								
カストディ報酬	8,881	711,013	6,452	516,547	18,227	1,459,254	12,996	1,040,460
受託者報酬	493	39,470	493	39,470	997	79,820	997	79,820
スポンサー報酬	20,321	1,626,899	14,606	1,169,356	41,779	3,344,827	29,439	2,356,886
マーケティング・エージェント報酬	20,321	1,626,899	14,606	1,169,356	41,779	3,344,827	29,439	2,356,886
その他費用	4,172	334,010	2,959	236,898	8,644	692,039	5,983	478,999
費用合計	54,188	4,338,291	39,116	3,131,627	111,426	8,920,766	78,854	6,313,051
営業による純利益	1,639,230	131,236,754	286,007	22,897,720	2,761,255	221,066,075	501,661	40,162,980
受益権1口当たり純利益	4.04	323	0.78	62	6.64	532	1.37	110
加重平均受益権数(千口)	406,074	-	365,749	-	415,846	-	365,863	-

要約財務書類(無監査)の注記を参照。

SPDR[®] ゴールド・トラスト

要約キャッシュ・フロー計算書(無監査)

2011年および2010年3月31日に終了した3か月間、2011年および2010年3月31日に終了した6か月間

	2011年3月31日に 終了した3か月間		2010年3月31日に 終了した3か月間		2011年3月31日に 終了した6か月間		2010年3月31日に 終了した6か月間	
	千ドル	千円	千ドル	千円	千ドル	千円	千ドル	千円
営業キャッシュ・ フローの増加/減 少:								
金売却により受領 した現金収入	53,427	4,277,366	37,685	3,017,061	109,500	8,766,570	74,973	6,002,338
現金費用支払額	(53,427)	(4,277,366)	(37,685)	(3,017,061)	(109,500)	(8,766,570)	(74,973)	(6,002,338)
営業活動により生 じた現金の(減少) 増加	-	-	-	-	-	-	-	-
現金および現金同 等物の期首残高	-	-	-	-	-	-	-	-
現金および現金同 等物の期末残高	-	-	-	-	-	-	-	-
非現金財務活動の 補足的な開示:								
受益権の設定によ り受領した金の価 値(金の未収入金 控除後)	2,258,501	180,815,590	904,330	72,400,660	4,779,733	382,665,424	3,197,937	256,026,836
受益権の償還によ り分配した金の価 値(金の未払金控 除後)	3,554,085	284,540,045	882,666	70,666,240	5,901,458	472,470,727	1,540,794	123,355,968
営業による純利益 (損失)の営業活動 により生じた純 キャッシュへの調 整								
営業による純利益 (損失)	1,639,230	131,236,754	286,007	22,897,720	2,761,255	221,066,075	501,661	40,162,980
純利益を営業活動 により生じた純 キャッシュへ調整 するための修正								
金投資の(増加)減 少	1,638,554	131,182,633	(25,125)	(2,011,508)	1,006,575	80,586,395	(1,639,868)	(131,287,832)
金の未収入金の (増加)減少	-	-	(153,197)	(12,264,952)	255,409	20,448,045	(146,585)	(11,735,595)
金の未払金の減少	(288,555)	(23,101,713)	-	-	(48,557)	(3,887,473)	-	-
負債の増加	761	60,926	1,431	114,566	1,927	154,276	3,881	310,713
償還可能受益権の 増加(減少)								
設 定	2,258,501	180,815,590	1,088,652	87,157,479	4,779,733	382,665,424	3,382,259	270,783,656
償 還	(5,248,491)	(420,194,189)	(1,197,768)	(95,893,306)	(8,756,342)	(701,032,741)	(2,101,348)	(168,233,921)
営業活動により生 じた純キャッシュ	-	-	-	-	-	-	-	-

要約財務書類(無監査)の注記を参照。

SPDR[®] ゴールド・トラスト

要約受益権保有者欠損金変動計算書(無監査)

2011年および2010年3月31日に終了した6か月間

	2011年3月31日に 終了した6か月間		2010年3月31日に 終了した6か月間	
	千ドル	千円	千ドル	千円
受益権保有者欠損金 - 期首残高	(16,913,610)	(1,354,103,617)	(6,563,463)	(525,470,848)
期中の純増加	2,761,255	221,066,075	501,661	40,162,980
償還価値に合わせた償還可能受益権の調整	(5,184,078)	(415,037,285)	(4,169,492)	(333,809,530)
受益権保有者欠損金 - 期末残高	(19,336,433)	(1,548,074,826)	(10,231,294)	(819,117,398)

要約財務書類(無監査)の注記を参照。

SPDR[®] ゴールド・トラスト

要約財務書類(無監査)の注記

1. 組織

SPDR[®] ゴールド・トラスト(以下「本信託」といいます。)は2004年11月12日(以下「始期」といいます。)にニューヨーク州法の下で信託約款に従って創設された投資信託です。本信託の事業年度終了日は9月30日です。本信託は金を保有し、ならびに受益権(以下「本受益権」といいます。)(最低単位は100,000口、「バスケット」ともいいます。)を金預託と交換に発行し、バスケットの償還と関連して金を分配しています。本信託の投資目的は、本受益権が金地金の価格(本信託費用控除後)のパフォーマンスを反映することです。

2011年3月31日および2010年9月30日現在の要約貸借対照表、2011年および2010年3月31日に終了した3か月間および6か月間の要約損益計算書および要約キャッシュ・フロー計算書ならびに2011年3月31日に終了した6か月間の要約受益権保有者欠損金変動計算書は、監査を経ることなく本信託のために作成されています。本信託のスポンサーであるワールド・ゴールド・トラスト・サービス・エルエルシー(World Gold Trust Services, LLC)(以下「スポンサー」といいます。)の経営陣の意見によれば、2011年3月31日現在の財政状態、ならびに2011年3月31日に終了した3か月間および6か月間、ならびに表示されたすべての期間における経営成績およびキャッシュ・フローを適正に表示するために必要となるすべての修正(通常の経常的修正を含みます。)がなされています。

米国で一般に認められる会計原則に準拠して作成された財務書類に通常含まれる特定の情報および脚注による開示は要約または省略されています。これらの要約財務書類は、2010年9月30日に終了した事業年度に関するフォーム10-Kによる本信託の年次報告書に含まれる財務書類およびその注記と併せて読まれるべきものです。2011年3月31日に終了した3か月間および6か月間の経営成績は、必ずしも年間を通じた経営成績を示唆するものではありません。

2. 重要な会計方針

米国で一般に認められる会計原則に準拠する財務書類の作成は、財務書類の作成責任者に対して、報告金額や情報開示に影響を及ぼす見積もりや仮定を行うことを要求します。実際の結果はこれらの見積もりと異なる可能性があります。以下は本信託が準拠する重要な会計方針の要約です。

2.1 金の評価

金はHSBC銀行USA(HSBC Bank USA, N.A.)(以下「カストディアン」といいます。)が本信託のために保有しており、財務書類目的では低価法で評価されています。金の原価は平均原価法に従って決定され、市場価格は本信託の純資産価額(以下「NAV」といいます。)を決定するため使用される、ロンドン金値決め(以下「London Fix」といいます。)に基づいています。金の売却による実現損益、または本受益権償還のために分配される金は平均原価を使用して取引日ベースで計算されます。

以下の表は、2011年3月31日および2010年9月30日現在の本信託の保有する金の未実現損益の影響を要約しています。

(千ドル)	2011年3月31日	2010年9月30日
金投資 - 平均原価	36,729,489	37,736,064
金投資の未実現利益	19,336,433	16,913,610
金投資 - 市場価格	56,065,922	54,649,674

本信託は、中間期ベースで市場価格の下落から生じる金投資価値の減少を認識します。同じ事業年度の下半期における市場価格の回復による金投資の価値の増加は、下半期に認識します。中間期ベースで認識する価値の増加は、以前に認識した価値の減少を超過することはできません。

2.2 金の未収入金

金の未収入金は、本受益権設定のため契約上拘束された注文によってカバーされる金の量を表し、金が本信託口座に移管される前のものです。一般的に、金の所有権は取引日から3営業日以内に移転します。

(千ドル)	2011年3月31日	2010年9月30日
金の未収入金	-	255,409

2.3 金の未払金

金の未払金は、本受益権償還のため契約上拘束された注文によってカバーされている金の量を表し、金が本信託口座から移管される前のものです。一般的に、金の所有権は取引日から3営業日以内に移転します。

(千ドル)	2011年3月31日	2010年9月30日
金の未払金	28,065	76,622

2.4 本受益権の設定および償還

本信託は本受益権を、随時、ただし1以上のバスケット単位(1バスケットは、100,000口の本受益権に相当します。)でのみ設定、償還します。本信託は、一定の認定された参加者(以下「認定参加者」といいます。)に対して、継続的に本受益権をバスケット単位で発行します。バスケットの設定および償還は、設定または償還されるバスケットによって表わされた金および現金(もしあれば)の額の本信託への引渡しまたは本信託による分配との交換でのみ行われます。その額は、バスケットの設定または償還の注文を適切に受けた日に決定された設定または償還されるバスケットに含まれる本受益権数の純資産価額の合計額に基づきます。

本信託の本受益権は認定参加者の選択によりバスケット単位で償還できるため、本信託は本受益権を貸借対照表では償還可能受益権に分類しました。本信託は、最大義務を表わす償還価値を償還可能受益権として計上し、原価との差額を本受益権保有者持分への相殺金額として計上します。2011年3月31日に終了した6か月間および2010年9月30日に終了した年度の本受益権の増減は以下のとおりです。

(すべて千口)	2011年3月31日に 終了した6か月間	2010年9月30日に 終了した年度
償還可能受益権数：		
期首残高	429,200	358,900
設 定	35,600	114,000
償 還	(65,600)	(43,700)
期末残高	399,200	429,200

(1口当たり償還価値以外 すべて千ドル)	2011年3月31日に 終了した6か月間	2010年9月30日に 終了した年度
償還可能受益権：		
期首残高	54,809,779	35,054,043
設 定	4,779,733	13,221,048
償 還	(8,756,342)	(5,023,591)
償還価値の調整	5,184,078	11,558,279
期末残高	56,017,248	54,809,779
期末の償還可能受益権 1口当たり償還価値(ドル)	140.32	127.70

2.5 収益認識方針

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンの一部門であるBNY・メロン・アセット・サービシング(BNY Mellon Asset Servicing, a division of The Bank of New York Mellon)(以下「受託者」といいます。)は、スポンサーの指示または自身の裁量によって、本信託の費用の支払いに必要な際には本信託の金を売却します。費用支払のために金を売却する場合、受託者は、金以外の本信託の保有資産を最小限にするため、費用支払に必要な金を最小量で売却するように努めます。スポンサーの別段の指示がない限り、金を売却する場合、受託者はロンドン午後3時現在の金値決め(以下「London PM Fix」といいます。)によって設定された価格で売却するように努めます。受託者は最も有利な価格および注文の執行を期待できるディーラー(カストディアンを含みます。)に注文を行います。売却取引が売却注文後の次のロンドン金値決め(London Fix)金価格(午前または午後)で行われる場合のみ、カストディアンはかかる金の買い手となることができます。損益は売却価格と売却した金の平均原価の差額に基づき認識されます。

2.6 所得税

本信託は米国連邦所得税目的上「譲与者信託」に分類されています。そのため、本信託自身は米国連邦所得税が課されません。その代わりに、本信託の損益は本受益権保有者に貫流し、受託者はそれに基づき本信託の収入、所得、控除、損益を内国歳入庁に報告します。本信託のスポンサーは、財務書類における認識を要求する不確実な税務ポジションの有無を評価し、また2011年3月31日現在または2010年9月30日現在で、不確実な税務ポジションのために要求される引当金はないことを決定しました。

3. 金投資

以下で2011年3月31日に終了した6か月間および2010年9月30日に終了した年度の金の保有量とその関連する価値の変動を示しています。

(金保有量：千オンス、 金の価値：千ドル)	2011年3月31日に 終了した6か月間	2010年9月30日に 終了した年度
金保有量：		
期首残高	41,813.1	35,176.6
設定(2011年3月31日現在 0千オンス、2010年9月30 日現在195.4千オンスの金の未 収入金を除く。)	3,670.4	11,001.2
償還(2011年3月31日現在 19.5千オンス、2010年9月30 日現在58.6千オンスの金の未 払金を除く。)	(6,442.1)	(4,218.0)
金の売却	(79.7)	(146.7)
期末残高	38,961.7	41,813.1
金投資(低価法)：		
期首残高	37,736,064	28,463,669
設定(2011年3月31日現在 0千ドル、2010年9月30 日現在255,409千ドルの金の未 収入金を除く。)	5,035,143	13,004,707
償還(2011年3月31日現在 28,065千ドル、2010年9月30 日現在76,622千ドルの金の未 払金を除く。)	(5,968,395)	(3,607,548)
金の売却	(73,323)	(124,764)
期末残高	36,729,489	37,736,064

4. 関連当事者 - スポンサー、受託者、カストディアンおよびマーケティング・エージェントの報酬

スポンサーに対して、信託約款の下で行われたサービス、ならびに本信託のウェブサイトの維持および本受益権のマーケティングに関連して行われたサービスの対価として報酬を支払います。スポンサー報酬は月次ベースで後払いされ、本信託の調整済純資産価額(以下「ANAV」といいます。)の0.15%に相当する年率で日々発生し、以下の場合には減額されます。スポンサーは本信託に関連して発生したすべての支出と費用について本信託から払い戻しを受けます。

受託者に対して、信託約款の下で行われたサービスの対価として報酬を支払います。受託者報酬は月次ベースで後払いされ、本信託のANAVの0.02%に相当する年率で日々発生し、年間最低報酬額は50万ドル、最高報酬額は2百万ドルです。本信託の管理または受託者の職務に重要な変更があった場合、受託者とスポンサーが誠意を持って行う決定に従って受託者報酬を修正することがあります。受託者は、受託者によって行われるサービスに関するエージェントの報酬を除き、本信託に関連して発生した費用と支出(受託者が支払ったカストディアンの費用を含みます。)および本信託のために受託者によって行われるすべての特別サービスについて、本信託に請求します。

受託者の関係会社は、随時、認定参加者として行動したり、その顧客および投資決定権を持つ口座の代理人として、金や本受益権を自己勘定で売買することができます。

特定金口座契約(Allocated Bullion Account Agreement)(変更後)の下でカストディ業務の対価として、カストディアンに報酬が支払われます。特定金口座契約の下で、カストディアンの報酬は、本信託の特定金口座(以下「信託特定口座」といいます。)および本信託の非特定金口座(以下「信託非特定口座」といいます。)に保有する金の最初の4.5百万オンスの日間平均総額の0.10%、4.5百万オンスを超える分については信託特定口座および信託非特定口座にて保有されるすべての金の日間平均総額の0.06%に相当する年率で算出されます。カストディアンは非特定金口座契約の下では報酬を受領しません。

カストディアンとその関係会社は、随時、認定参加者として行動したり、その顧客および投資決定権を持つ口座の代理人として、金や本受益権を自己勘定で売買することができます。

本信託のマーケティング・エージェント、ステート・ストリート・グローバル・マーケット・エルエルシー(State Street Global Markets, LLC)(以下「マーケティング・エージェント」といいます。)には、スポンサーとマーケティング・エージェント間の契約(変更後)(以下「マーケティング・エージェント契約」といいます。)に従って行われるサービスの対価として、本信託資産から受託者が報酬を支払います。マーケティング・エージェント報酬は月次ベースで後払いされ、本信託のANAVの0.15%に相当する年率で日々発生し、以下の場合は減額されます。

マーケティング・エージェントとその関係会社は、随時、認定参加者として行動したり、その顧客および投資決定権を持つ口座の代理人として、金や本受益権を自己勘定で売買することができます。

2011年11月11日まで、またはマーケティング・エージェント契約がそれより早く終了する場合はその時まで、当該期間中のある月末において、本信託の見積経常費用が当該月における本信託の毎日のANAVの年率0.40%に相当する額を超える場合、当該月に本信託資産からスポンサーおよびマーケティング・エージェントに支払われる報酬は、それぞれの報酬額を上限として両者均等に超過額が減額されます。投資家は、本信託資産の総価額が約12億ドルを下回った場合、スポンサーおよびマーケティング・エージェントが各自の報酬を合わせた本信託の毎日のANAVの年率0.30%をすべて減額したとしても、本信託の経常費用は本信託の毎日のANAVの年率0.40%を超える率で発生することを認識しなくてはなりません。かかる額は、本信託の見積経常費用に基づいていますが、本信託の実際の経常費用が当該見積額を超える場合には増加する可能性があります。これに加えて、本信託に予想外の費用が生じ、本信託の経常費用合計が本信託の毎日のANAVの年率0.70%を超える場合、スポンサーおよびマーケティング・エージェントが各自の報酬を合わせた本信託の毎日のANAVの年率0.30%をすべて減額したとしても、経常費用は本信託の毎日のANAVの年率0.40%を超える率で発生します。

2011年11月11日またはマーケティング・エージェント契約の終了のいずれか早い方の時点で、報酬の減額は失効し、本信託資産から毎月支払われる本信託の見積経常費用は、報酬の減額が有効であれば見込まれた金額を上回ることがあるため、本信託のNAVは、報酬の減額が有効であった場合よりも急速に減少し、本受益権の価値に悪影響を及ぼす可能性があります。

2011年3月31日に終了した3か月間および6か月間の、スポンサーおよびマーケティング・エージェントに支払われた報酬は、それぞれ0ドルおよび6,798ドル減額されました。それに対し、2010年3月31日に終了した3か月間および6か月間の報酬の減額は、それぞれ63,032ドルおよび132,146ドルでした。

関連当事者に対する未払金

(千ドル)	2011年3月31日	2010年9月30日
カストディアンに対する未払金	3,095	2,841
受託者に対する未払金	170	164
スポンサーに対する未払金	7,085	6,530
マーケティング・エージェントに対する未払金	7,085	6,530
関連当事者に対する未払金	17,435	16,065

5. リスクの集中

本信託の唯一の事業活動は金への投資です。次のようないくつかの要因が金価格に影響を及ぼします。(i)世界的な金の需要と供給(これは、金生産会社の先渡売却、金のヘッジ・ポジション解消のための金生産会社の購入、中央銀行による売買、中国、豪州、南アフリカ、米国等の主要金産出国の生産およびコスト水準の影響を受けます。)、()インフレ率に関する投資家の予想、()為替レート、()金利、()ヘッジ・ファンドや商品ファンドによる投資およびトレーディング活動、()世界または地域の政治、経済、金融関連の事象および状況。さらに、将来的な購買力という点で金が長期的な価値を維持することの保証はありません。金価格が下落した場合、本受益権の投資価値は値下がりに応じて低下するとスポンサーは予想しています。こうした各事象は本信託の財政状態および経営成績に重大な影響を与える可能性があります。

6. 補償

スポンサーならびにその株主、メンバー、取締役、役員、従業員、関係会社および子会社は、信託約款に基づく職務の遂行により発生した特定の損失、負債または費用について、本信託から補償を受けております。ただし、信託約款に基づく被補償当事者の義務および職務における重過失、悪意、故意の不正行為、故意による違法行為、または未必の故意による無視により生じた責任についてはこの限りではありません。こうした補償には、信託約款の下でのいかなる請求または債務に対する防御において発生するコストおよび費用の本信託からの支払いを含みます。信託約款の下では、スポンサーは、信託約款の条項の下でその行為が補償を得ることについて不適格にならない限度で、信託約款に基づくスポンサー活動に関連して行った支払いについて本信託に補償を求めることができます。スポンサーはまた、マーケティング・エージェント契約またはバスケットの設定および償還ならびに設定および償還に必要な金および現金の引渡しについての手続を定めた認定参加者と締結した契約の下で発生するいかなる損失、負債または費用についても、かかる損失、負債または費用が、受託者がスポンサーに提出した書面によるいかなる報告書に含まれる重要事項の不実の記載または不実であると主張される記載を原因とする限度で、本信託から補償を受けており、いかなる責任も負いません。スポンサーへの未払金額は本信託に対する先取特権により保全されます。

スポンサーは、特定の当事者が特定の負債について補償を受けること、およびそのような当事者がこれらの負債に関し支払うことを要求される可能性がある支払いに資金を拠出することに合意しました。受託者はかかる当事者に対して、当該負債に関連してスポンサーから支払われるべき補償および拠出金額について、スポンサーが支払うべき時期までに、当該金額を支払わなかった限度で、本信託資産のみから、またその限度で補償することに合意しました。スポンサーは、受託者が前文で述べられた補償義務に関連して支払う金額の範囲まで、本信託のために受託者が、スポンサーに対する被補償当事者の権利を代位し、引き継ぐことに合意しました。

7. 後発事象

本信託は、2011年3月31日の四半期末から本フォーム10-Qの提出日までに発生した事象を評価しました。この期間中、開示可能な重要な後発事象は確認できませんでした。

(2) 【投資有価証券明細表等】

【投資株式明細表】

該当事項はありません。

【株式以外の投資有価証券明細表】

該当事項はありません。

【投資不動産明細表】

該当事項はありません。

【その他投資資産明細表】

上記「(1) 資産及び負債の状況-要約財務書類(無監査)の注記- 3. 金投資」をご参照ください。

【借入金明細表】

該当事項はありません。

4【管理会社の概況】

(1)【資本金の額】

(2011年3月31日現在)

資本金の額(ドル)	16,000,000
発行する株式の総数	該当なし
発行済株式総数	該当なし

(2)【事業の内容及び営業の状況】

スポンサーは、完全親法人であるワールド・ゴールド・カウンシルの、(a)宝飾品、投資および工業的応用ならびに価値保存の手段としての金の利用の促進、(b)金および金製品の新たな使用方法へとつながる研究開発、(c)金に関する情報の収集および普及事業の遂行を目的として組織されました。

本信託におけるスポンサーの役割については、2010年12月24日に提出された有価証券報告書中の「第一部 ファンド情報 - 第1 ファンドの状況 - 2 投資方針 - (3)運用体制」をご参照ください。

スポンサーは、その他のファンドに参加していません。

(3)【その他】

半期報告書提出前6か月以内において、訴訟事件その他スポンサー等又は本信託に重要な影響を及ぼした事実

該当事項はありません。

訴訟事件その他スポンサー等に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

該当事項はありません。

5【管理会社の経理の概況】

スポンサーの2010年および2009年12月31日に終了した事業年度の原文の法定外の財務書類は、当該財務書類中に記載された会計方針に準拠して作成されており、SPDR[®] ゴールド・トラストの東京証券取引所への上場についてのスポンサーとして、特に日本の金融商品取引法の要求を満たすために作成されています。日本文の法定外の財務書類は、原文の法定外の財務書類を翻訳したものです。スポンサーの財務書類の日本における開示については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」といいます。)第129条第5項ただし書の規定が適用されています。

スポンサーの原文の法定外の監査済財務書類は、外国監査法人等(「公認会計士法」(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。)であるケーピーエムジーLLP(連合王国の監査法人)による関係する法律および規制上の要件ならびに国際監査基準(連合王国およびアイルランド)に準拠した監査を受けており、添付のとおり監査報告書を受領しています。

スポンサーの原文の法定外の監査済財務書類は、米ドルで表示されていますが、日本文の法定外の財務書類は、財務諸表等規則第132条の規定に基づき、主要な金額について円換算額を併記しています。日本円への換算は2011年6月9日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行が公表した対顧客電信売・買相場の仲値である1ドル=80.06円を用いて行われ、円未満の端数は四捨五入して表示している場合があります。

(1)【資産及び負債の状況】

財政状態計算書

2010年12月31日現在

	注記	2010年		2009年	
		ドル	日本円	ドル	日本円
資産					
有形固定資産	5	101,932	8,160,676	110,987	8,885,619
賃貸借契約保証金および 公共料金預け金		24,700	1,977,482	24,700	1,977,482
繰延税金資産	11	87,303	6,989,478	299,322	23,963,719
非流動資産		213,935	17,127,636	435,009	34,826,821
現金および現金同等物		29,097,970	2,329,583,478	32,841,347	2,629,278,241
スポンサー報酬未収入金		7,339,739	587,619,504	5,211,024	417,194,581
関連グループ企業からの 未収入金		25,031,692	2,004,037,262	-	-
その他の未収入金		138,519	11,089,831	366,649	29,353,919
前払費用		31,833	2,548,550	73,856	5,912,911
未収税金	11	1,553,873	124,403,072	-	-
流動資産		63,193,626	5,059,281,698	38,492,876	3,081,739,653
総資産		63,407,561	5,076,409,334	38,927,885	3,116,566,473
資本					
剰余金	6	56,861,737	4,552,350,664	28,804,376	2,306,078,343
資本合計		56,861,737	4,552,350,664	28,804,376	2,306,078,343
営業未払金		938,987	75,175,299	1,250,916	100,148,335
関連グループ企業への 未払金		3,000,000	240,180,000	5,492,896	439,761,254
その他の未払金および 未払費用		2,481,837	198,695,870	2,093,646	167,617,299
法人所得税	11	-	-	1,161,051	92,953,743
引当金	9	125,000	10,007,500	125,000	10,007,500
流動負債		6,545,824	524,058,669	10,123,509	810,488,131
負債合計		6,545,824	524,058,669	10,123,509	810,488,131
資本および負債合計		63,407,561	5,076,409,334	38,927,885	3,116,566,473

添付注記は、これらの法定外の財務書類の一部を構成しています。

(署名)

ジェイソン・トゥーサン
マネージング・ディレクター

(署名)

ロビン・リー
最高財務責任者

(2)【損益の状況】

包括利益計算書

2010年12月31日に終了した年度

	注記	2010年		2009年	
		ドル	日本円	ドル	日本円
収 益		72,875,281	5,834,394,997	49,850,415	3,991,024,225
売上原価		(5,396,600)	(432,051,796)	(5,021,750)	(402,041,305)
純 収 益		67,478,681	5,402,343,201	44,828,665	3,588,982,920
費 用					
市場開拓費		(4,790,556)	(383,531,913)	(5,547,582)	(444,139,415)
人件費		(4,317,498)	(345,658,890)	(3,270,682)	(261,850,801)
一般管理費		(6,333,125)	(507,029,988)	(1,735,165)	(138,917,310)
営業費合計		(15,441,179)	(1,236,220,791)	(10,553,429)	(844,907,526)
営業活動による利益		52,037,502	4,166,122,410	34,275,236	2,744,075,394
受取利息		159,204	12,745,872	165,934	13,284,676
税引前利益		52,196,706	4,178,868,282	34,441,170	2,757,360,070
法人所得税	11	(24,139,345)	(1,932,595,961)	(15,895,667)	(1,272,607,100)
税引後利益		28,057,361	2,246,272,322	18,545,503	1,484,752,970
当期包括利益合計		28,057,361	2,246,272,322	18,545,503	1,484,752,970

添付注記は、これらの法定外の財務書類の一部を構成しています。

資本変動計算書

2010年12月31日に終了した年度

	資本拠出		繰越利益剰余金/(欠損金)		合 計	
	ドル	日本円	ドル	日本円	ドル	日本円
2009年1月1日現在 残高	16,000,000	1,280,960,000	(5,741,127)	(459,634,628)	10,258,873	821,325,372
当期包括利益合計	-	-	18,545,503	1,484,752,970	18,545,503	1,484,752,970
2009年12月31日現在 残高	16,000,000	1,280,960,000	12,804,376	1,025,118,343	28,804,376	2,306,078,343
2010年1月1日現在 残高	16,000,000	1,280,960,000	12,804,376	1,025,118,343	28,804,376	2,306,078,343
当期包括利益合計	-	-	28,057,361	2,246,272,322	28,057,361	2,246,272,322
2010年12月31日現在 残高	16,000,000	1,280,960,000	40,861,737	3,271,390,664	56,861,737	4,552,350,664

添付注記は、これらの法定外の財務書類の一部を構成しています。

キャッシュ・フロー計算書

2010年12月31日に終了した年度

	2010年		2009年	
	ドル	日本円	ドル	日本円
営業活動によるキャッシュ・フロー				
営業利益	52,037,502	4,166,122,410	34,275,236	2,744,075,394
減価償却費	38,726	3,100,404	38,562	3,087,274
スポンサー報酬未収入金の(増加)減少	(2,128,715)	(170,424,923)	(2,688,067)	(215,206,644)
その他資産の(増加)減少	270,153	21,628,449	600,064	48,041,124
営業未払金の増加(減少)	(311,929)	(24,973,036)	(4,240,734)	(339,513,164)
その他負債の増加	388,191	31,078,571	987,297	79,042,998
税金支払額	(26,642,250)	(2,132,978,535)	(13,900,000)	(1,112,834,000)
営業活動により生じたキャッシュ純額	23,651,678	1,893,553,341	15,072,358	1,206,692,981
投資活動によるキャッシュ・フロー				
利息受取額	159,204	12,745,872	165,934	13,284,676
有形固定資産の購入	(29,671)	(2,375,460)	(9,912)	(793,555)
投資活動によるキャッシュ純額	129,533	10,370,412	156,022	12,491,121
財務活動によるキャッシュ・フロー				
関連グループ企業に対する貸付	(25,031,692)	(2,004,037,262)	-	-
関連グループ企業に対する借入金の返済	(2,492,896)	(199,581,254)	(896,940)	(71,809,016)
財務活動により使用したキャッシュ純額	(27,524,588)	(2,203,618,515)	(896,940)	(71,809,016)
現金および現金同等物の純(減少)増加	(3,743,377)	(299,694,763)	14,331,440	1,147,375,086
期首における現金および現金同等物	32,841,347	2,629,278,241	18,509,907	1,481,903,154
期末における現金および現金同等物	29,097,970	2,329,583,478	32,841,347	2,629,278,241

添付注記は、これらの法定外の財務書類の一部を構成しています。

法定外の財務書類の注記

2010年12月31日に終了した年度

1 報告事業体

ワールド・ゴールド・トラスト・サービス・エルエルシー(World Gold Trust Services LLC)(以下「当社」または「WGTS」といいます。)は、2002年7月17日に設立された、米デラウェア州にある有限責任会社です。WGTSは、アメリカ合衆国で設立された会社であるダブリュー・ジー・シー(米国)・ホールディングス・インク(WGC (US)Holdings, Inc.)(以下「WGH Inc」といいます。)の完全子会社です。最終持株会社はスイスで登録されたアソシエーションであるワールド・ゴールド・カウンシル(World Gold Council)(以下「WGC」といいます。)です。

当社はアメリカ合衆国内で金を販売促進しています。

WGTSは、2004年11月12日に、信託約款(以下「本信託約款」といいます。)に従って、ニューヨーク法の下で設立され、その受益権がNYSEアーカ取引所で取引されているインベストメント・トラストであるSPDR® Gold Trust(以下「本信託」といいます。)のスポンサーです。本受益権はシンガポール証券取引所、メキシコ証券取引所(Bolsa Mexicana de Valores)、東京証券取引所、および香港証券取引所にも上場しています。

WGTSは本信託の設立および本信託受益権の登録に責任を有していました。WGTSは受託者(ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン)および本信託の主な業務受託者の業務を全般的に監視していますが、受託者またはかかる業務受託者について日常的な監督を行っているわけではありません。WGTSは、本信託の全般的な動向を監視するため、受託者と定期的に連絡を取ります。WGTSは、受託者から支援・支持を受け、本信託のために定期報告書を作成し、合衆国の証券取引等監視委員会に提出する責任があり、かかる報告書に対して必要とされる証明書を交付します。WGTSは、本信託のために、本信託の情報を含むウェブサイトを持続管理します。

報酬は、信託約款の下で本信託のために行われたサービス、本信託のウェブサイトの維持および本受益権の売買に関連して行われたサービスの対価として、スポンサーに対して支払われます。

2 作成の基礎

WGTSの法定外の財務書類は、財政状態計算書、包括利益計算書、資本変動計算書、キャッシュ・フロー計算書および添付注記1から16により構成されます。これらの書類は、本信託の東京証券取引所への上場についてのスポンサーとして当社が日本の金融商品取引法の要求を満たすために、2010年12月31日現在での当社の資産、負債、収益、費用、資本について一定の情報を提供するように作成されています。

a) 順守について

法定外の財務書類は、すべての適用される、EUにより採択された国際財務報告基準の認識、測定および開示の側面に従い、作成されています。

法定外の財務書類は、2011年6月20日、取締役により承認されました。

b) 測定の基礎

法定外の財務書類は、明記のない限り、取得原価基準の下で作成されています。

c) 機能および提示通貨

法定外の財務書類は、当社が事業活動を行う主要な経済環境の通貨(以下「機能通貨」といいます。)を使用して測定されます。

当社の法定外の財務書類は、機能通貨である米ドルで表記されています。

d) 見積もりおよび判断の使用

採択されたIFRSsの認識と測定に従った法定外の財務書類の作成は、法定外の財務書類の作成責任者に対して、会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告数量に影響を及ぼす判断、見積もりおよび仮定を行うことを要求します。実際の結果はこれらの見積もりと異なる場合があります。

見積もりと基本的な仮定は、継続的に見直されます。会計上の見積もりに対する修正は、当該見積もりが修正された期間および影響を受けるその後すべての期間において認識されます。

e) 比較情報

一部の比較金額は、本年度の表示に適合するように修正再表示されています。

f) 会計方針の変更

下記に記載の新しい会計基準を採用したことによる、経営成績への重大な影響は生じておりません。これらの基準(2010年に採用されたものとして下記に記載した基準)の採用以外で、当社の2009年の財務書類で採用された方針と比較して、本財務書類に適用される会計方針に変更はありませんでした。

2010年で採用された適用される基準(経営成績に影響を及ぼしません)：

基準	基準の詳細	適用開始日
IAS24	関連当事者開示	2011年1月1日

2010年1月1日以降に開始する会計期間において有効となった新しい基準ならびに基準および解釈の改正は本財務書類の作成にあたっては適用されていません。ただし、これらは本財務書類に重大な影響を与えるものとは考えておりません。

3 重要な会計方針

下記に記載の会計方針は本法定外の財務書類中で提示されるすべての期間を通じて適用されています。

a) 外 貨

外貨建取引は、取引日の為替レートで会計処理されます。報告日時点での外貨建貨幣資産負債は、その日の為替レートで機能通貨に再換算されます。期首における機能通貨ベースの償却原価に実効金利および当該年度における利息支払額の調整を加えたものと、期末における為替レートにより換算された外貨ベースの償却原価との差額が、貨幣項目にかかる為替差損益となります。再換算時に生じる為替差額は、包括利益計算書の中で認識されます。

b) 金融商品

当社の金融商品の概要は以下のとおりです。

非デリバティブ金融資産

当社は、金融資産を、最初に当社が当該商品の契約条項上の当事者となる取引日において認識します。金融資産は当初、公正価値で測定されます。当社はその後、償却原価により金融資産を測定します。

当社は、資産から得られるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効し、または金融資産の所有に係る実質的にすべてのリスクおよび利益が移転される取引により金融資産の契約上のキャッシュ・フローを受領する権利を譲渡したとき、金融資産の認識を中止します。

償却原価で測定される金融資産

償却原価で測定される金融資産は当初、公正価値に、直接生じた取引コストを加えた価額により認識されます。当初認識後、これらの資産は実効金利法を使用して償却原価から減損損失を差し引いた価額で測定されます。

償却原価で測定される金融資産は、現金および現金同等物ならびにその他の未収入金で構成されています。現金および現金同等物は、手許現金および3か月以内に満期が到来する銀行預金で構成されています。

非デリバティブ金融負債

非デリバティブ金融負債は、当社が最初に商品にかかる契約条項上の当事者となった取引日に認識されます。

当社は、当社の契約上の義務を履行し、義務が取消されまたは義務が失効したときに金融負債の認識を中止します。

当社は非デリバティブ金融負債をその他の金融負債のカテゴリに分類します。かかる金融負債は当初、公正価値に、直接生じた取引コストを加えた価額で認識されます。当初認識後、これらの負債は実効金利法を使用して償却原価で測定されます。

実効金利法は、金融負債の償却原価を計算し、関係する期間に利息費用を配分する方法です。実効利率は、金融負債の予想残存年数または適切な場合にはそれよりも短い期間を通じて、将来の現金支払額の見積額を正確に割り引く利率です。

金融負債は、営業未払金、その他の未払金および未払費用で構成されています。

c) 有形固定資産

i) 認識および測定

有形固定資産は、減価償却累計額および減損損失累計額を除いた原価で測定されます。

ii) 減価償却費

減価償却費は、その残存価値を除いた資産の原価を基礎とします。減価償却費は、資産の見積もり耐用年数において定額法により、包括利益計算書の中で認識されています。当年度および比較年度の見積もり耐用年数は以下のとおりです。

賃借資産 賃借期間にわたって

家具および備品 7年

設備 3年から5年

減価償却法、耐用年数および残存価値は、報告日毎に評価され、必要な場合には調整されます。

d) リース資産

WGTSが、実質的にすべての所有に伴うリスクおよび便益を引き受けるリースは、ファイナンス・リースに分類されます。当初認識においては、リース資産はその公正価値と最低リース支払額の現在価値とのいずれか低い方の金額で測定されます。

その他のリースはオペレーティング・リースであり、当社の財政状態計算書の中で認識されていません。

e) 減損**非デリバティブ金融資産**

金融資産は、減損しているという客観的な証拠があるか判断するために、報告日毎に評価されます。金融資産は、客観的な証拠が、資産の当初認識後に減損事象が生じたこと、およびかかる減損事象が確実に見積もることができる資産の見積もり将来キャッシュ・フローに悪影響を及ぼすことを示す場合に減損されます。

貸付金および未収入金

償却原価で測定された金融資産についての減損損失は計算され、その帳簿価格と、見積もり将来キャッシュ・フローを資産の当初の実効利率で割り引いた現在価値との差額になります。損失は、貸付金および未収入金に対する引当金勘定に反映され、包括利益計算書の中で認識されます。後発事象の発生により減損損失額が減少した場合、かかる減少額は包括利益計算書を通じて戻入されます。

非金融資産

当社の非金融資産の帳簿価格は、減損の兆候がないか判断するために、報告日毎に見直されます。かかる兆候が存在した場合、その資産の回収可能価格が見積もられ、減損損失が認識されます。

減損損失は包括利益計算書の中で認識されます。

前事業年度で認識された減損損失は、損失が減少、または解消しているという兆候の有無について、報告日毎に評価されます。減損損失は、回復可能価格を決定するため使用された見積もりに変更がある場合に戻入されます。減損損失は、資産の帳簿価格が、減損損失が認識されなければ決定されたであろう帳簿価格(減価償却または償却後の純額)を超えない限度でのみ戻入されます。資産の処分または除却により生じた損益は、売却代金および資産の帳簿価格の差として判断され、利益として認識されます。

資産の帳簿価格が見積もり回収可能価格を超える場合、それは直ちに回収可能価格まで減額されます。

f) 従業員手当

確定拠出型年金プラン

確定拠出型年金プランは雇用後の給付制度であり、事業者は、別個に受託者が管理するファンドに対して固定の拠出金を支払い、その後さらなる金額を支払う法律上、解釈上の義務がありません。当社は、確定拠出型年金プランを実施し、確定拠出型年金プランに対する拠出義務は、従業員によって業務が提供される期間中、包括利益計算書の中で認識されます。

g) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、確実に見積もることができる現在の法的または解釈上の義務を当社が有し、かつその義務を果たすために経済的便益の流出が必要とされることが想定される場合、認識されます。引当金は、現在の市場における貨幣の時間価値および負債固有のリスクを反映した税引前のレートにより予測された将来のキャッシュ・フローを割り引いて決定されます。割引きの解消は、金融費用として認識されます。

h) 収益

スポンサー報酬収益とは、本信託から当社に支払われる報酬を表します。この報酬は、本信託の管理を規定する本信託約款の条項に従って、発生基準で認識されます。本信託からの報酬は、いずれの年度も現在の市場価格および金保有量との相関関係にあります。これらの収益は、正味回収可能価額で計上されています。

受取利息は、時間基準により、元本残高を参照し、適用される実効利率での、受け取った利息および発生した利息を指します。

i) 所得税

当社は、その年の課税所得に基づいて所得税を計上しています。税金費用は、税金の当期末払金および繰延税金の合計を表します。税金の当期末払金は、その年の課税利益に基づいています。

当期税金は、当社が営業活動を行う地域に関連した税率および法律を使用して、支払われる(または還付される)ことが期待される額で計上されます。

繰延税金は、資産および負債の課税基準額とそれらの財務報告目的の帳簿価額との間に生じる全ての一時差異について、負債法により計上されます。繰延税金の算定には現行税率を使用します。

繰延税金負債は、原則としてすべての将来加算一時差異について認識されます。繰延税金資産は、将来減算一時差異を使用することができる課税所得を稼得できる可能性が高い範囲について認識されます。

繰延税金資産の帳簿価額は、各財政状態計算書日現在でレビューされ、資産の全額または一部の回収が許容されるに十分な課税所得を獲得できない可能性が高い範囲で減額されます。

4 金融リスク管理

かかる注記は、以下に示される各リスクについて、当社のエクスポージャーに関する情報を示しています。

- ・信用リスク
- ・流動性リスク
- ・市場リスク

詳細な開示は、当該法定外の財務書類に含まれています。

リスク管理の枠組み

リスク管理は、全般的リスク管理の原則、ならびに信用リスクなどの特定の分野、余剰流動性の使用および投資に関する明文化された方針を提供するWGCが定めた方針に従って行われます。

a) 信用リスク

信用リスクとは、顧客または金融商品のカウンターパーティが金融商品に対してその契約上の義務を果たさない場合の当社の財務的損失リスクであり、主に顧客からの未収入金および、投資有価証券からの当社の未収入金から生じます。

売上債権およびその他の未収入金

当社の主たる債務者は本信託です。債権額に履行の遅延または減損はなく、これに関する信用リスクについてのエクスポージャーはありません。

金融資産は主に現金、短期預金および未収入金で構成されます。当社の現金および短期預金は、信頼性の高い金融機関に預けられています。期末日現在で、現金資源の大半を構成する当社の短期預金は、一つの銀行に預けられています。当社には、引き出されていない借り入れはありません。

b) 流動性リスク

流動性リスクとは、当社が、現金払いまたはその他の金融資産で決済される金融負債に関する義務を果たすことに関して困難に直面するリスクです。

流動性リスク管理の最終責任は、適切な流動性リスク管理の枠組みを構築しているWGCにあります。流動性リスク管理は、金融資産および金融負債の満期特性を一致させると同時に、十分な準備金を確保し、継続的に予測および実際のキャッシュ・フローを監視することを通じて、実現されます。

c) 市場リスク

市場リスクとは、外国為替相場といった市場価格、金利および株式価格の変動が当社の利益またはその金融商品の保有価値に影響を与えるリスクです。

金利リスク

当社の短期預金は、固定金利および変動金利が付き、9か月以内に満期となります。当社の負債には利息は発生しません。

d) 資本管理

当社は、利害関係者へのリターンを最大化する一方で、継続企業として存続を確保するために、借入債務とエクイティのバランスの最適化を通して、当社の資本を管理しています。当社の資本構成は、注記13で開示されているWGCからの短期の借入と、現金および短期預金ならびに資本変動計算書に概説されている資本拠出および利益剰余金からなるエクイティにより構成されます。

5 設 備

	家具および備品 ドル	設 備 ドル	合 計 ドル
取得原価			
2009年1月1日現在	190,304	78,649	268,953
増 加	3,112	6,800	9,912
2009年12月31日現在	193,416	85,449	278,865
減価償却累計額			
2009年1月1日現在	100,938	28,379	129,317
当期減価償却費	16,347	22,214	38,561
2009年12月31日現在	117,285	50,593	167,878
取得原価			
2010年1月1日現在	193,416	85,449	278,865
増 加	9,381	20,290	29,671
2010年12月31日現在	202,797	105,739	308,536
減価償却累計額			
2010年1月1日現在	117,285	50,593	167,878
当期減価償却費	16,943	21,783	38,726
2010年12月31日現在	134,228	72,376	206,604
純帳簿価額			
2009年1月1日現在	89,366	50,271	139,637
2009年12月31日現在	76,131	34,856	110,987
2010年12月31日現在	68,569	33,363	101,932

前年度において、法定外の財務書類で開示された額は純額の金額でした。2010年において、当社は総額の価格を示すため、比較数値を再度記載しています。

6 剰余金

	2010年 ドル	2009年 ドル
資本拠出	16,000,000	16,000,000
繰越利益剰余金	40,861,737	12,804,376
12月31日現在の剰余金	56,861,737	28,804,376

7 人件費

	2010年 人数	2009年 人数
従業員数(期末現在)	13	11

8 退職給付制度

	2010年 ドル	2009年 ドル
退職給付制度への拠出金	247,637	189,346

当社はすべての有資格従業員のために確定拠出型退職給付制度を運営しています。その制度の資産は、当社の資産とは別個に、受託者の管理の下でファンドにおいて保有されています。包括利益計算書で計上される247,637ドルの総コストは、制度の規則の中で特定された率による、当社からの制度に対する拠出の支払額を表しています。

9 引当金

	2010年 ドル	2009年 ドル
1月1日現在流動負債	125,000	125,000
12月31日現在流動負債	125,000	125,000

2003年、当社は、本信託の開始を条件とする775,000ドルの支払申し出により、取引パートナーと契約上の見解の相違について、和解の交渉をしました。2004年11月の本信託開始後、初回分割分275,000ドルが当時支払われました。その後、2005年、2006年、2007年に3回の分割分125,000ドルがそれぞれ支払われました。残金の125,000ドルは依然支払われておりません。2010年において、かかる残金の支払に関する通知は受領しませんでした。

10 金融商品

IAS第39号のもとでは現金および現金等価物ならびに売上債権およびその他未収入金は、貸付金および未収入金として認識されています。

信用リスク

金融資産の帳簿価額は、最大信用エクスポージャーを示しています。これらの残高は、財政状態計算書において現金および現金等価物、スポンサー報酬の未収入金ならびにその他の未収入金で反映されています。

債権額に履行の遅延または減損はなく、これに関する信用リスクについてのエクスポージャーはありません。

流動性リスク

財務状態計算書に計上されている負債の契約上の満期は、すべて12か月未満です。

市場リスク

当社は、本信託費用を控除した金地金の価格のパフォーマンスを反映することを投資目的とする本信託のスポンサーです。金の価格は、世界的な金の需要と供給、インフレ率に関する投資家の予想、為替レート、金利、ヘッジ・ファンドや商品ファンドによる投資およびトレーディング活動、世界または地域の政治、経済または金融関連の事象および状況を含む、いくつかの要因により影響を受けます。将来の購買力という観点から、金が長期的な価値を維持する保証はありません。金価格が下落した場合、当社の報酬収益および経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

当社は、信託約款の下での職務の遂行により発生した特定の損失、債務および費用について本信託から補償を受けており、いかなる責任も負いません。当社への未払金額は本信託に対する先取特権によって保全されています。

金利リスク

経営陣は、金利に大きな変化があったとしても当社の利益に重大な影響を与えないと考えており、金利についてのエクスポージャーに関連する感度分析は行っていません。

公正価値

2010年12月31日および2009年12月31日現在、財務状態計算書に計上されている当社の資産および負債の帳簿価額は、それらの公正価値の合理的な概算です。

11 課税

当社は、WGH Incが完全所有する有限責任会社で、米連邦所得税目的上、コーポレーションとして課税される団体として取り扱われることを選択しています。

現在いくつか課税上の未解決事項があり、それらは本書の日付で対応されています。しかしながら、経営陣は、これらの点における何らかの悪影響が、本書に含まれる数字に重大な影響を与える可能性は低いと考えています。終了した年度の法人所得税費用は以下の項目で構成されます。

税金費用の分析	2010年 ドル	2009年 ドル
当期純利益に対する当期税金	23,867,681	15,776,703
前事業年度調整	59,645	-
繰延税金	212,019	118,964
税金費用合計	24,139,345	15,895,667

米国連邦税は年間の見積課税可能利益の35%(2009年:35%)で算出されます。会計上の利益に対して、年間費用合計額は、以下のとおり調整できます。

税調整	2010年 ドル	2009年 ドル
税引前利益	52,196,706	34,441,169
連邦税率35%(2009年:35%)での課税 以下の影響:	18,268,847	12,054,409
減算不能費用/(非課税所得)	36,645	84,307
前事業年度調整	59,644	-
繰延税金資産の税率変更による影響	-	(7,580)
未実現損失の繰延税金資産	-	(5,278)
繰延税金についての税率差異	51,878	32,306
州税	5,722,331	3,737,503
税金費用合計	24,139,345	15,895,667

法人所得税	2010年 ドル	2009年 ドル
1月1日現在残高	1,161,051	(715,652)
税金支払額	(26,642,250)	(13,900,000)
前事業年度調整	59,645	-
当期税金費用	23,867,681	15,776,703
12月31日現在残高	(1,553,873)	1,161,051

繰延税金資産	2010年 ドル	2009年 ドル
未払賞与	87,303	299,322
繰延税金資産	87,303	299,322

繰延税金資産に関する費用は包括利益計算書において認識されています。

繰延税金資産の増減は、以下のとおり調整できます。

	2010年 ドル	2009年 ドル
1月1日現在残高	299,322	418,286
収益および費用計算書への借記	(212,019)	(118,964)
12月31日現在残高	87,303	299,322

12 コミットメント

a) 資本コミットメント

2010年に実施された資本コミットメントはありませんでした(2009年：-ドル)。

b) 解約不能のオペレーティング・リース・コミットメント

オフィススペースおよび設備の賃貸関連	2010年 ドル	2009年 ドル
1年以内	362,469	362,469
2年以上5年以内	1,449,876	1,449,876
5年超	936,378	1,298,847
リース・コミットメント合計	2,748,723	3,111,192

13 関連当事者取引

a) 関連当事者取引

当社、本信託、WGH IncおよびWGCとの取引は以下のとおりです。

	2010年 ドル	2009年 ドル
WGCへのサービス支払額	4,398,732	392,382
WGH Incへの未払金	25,028,692	5,492,896
本信託からのスポンサー報酬受取額/未収入金	72,875,281	49,850,415
本信託からの未収入金	7,339,739	5,211,024

WGCへのサービス支払額は、当社のためにWGCによって遂行された業務に関連するものです。WGCへの未払金は、無利息の要求払いで返済されます。

報酬は、信託約款の下で本信託のために行われたサービス、本信託のウェブサイトの維持に関連して行われたサービスの対価として、本信託から当社に支払われます。当社の報酬は、毎月後払いされ、本信託の調整済純資産価額(ANAV)の0.15%に相当する年率で日々発生します。当社は、本信託に関連して生じたすべての支出および費用について、本信託から払い戻しを受けます。

b) 主要な経営陣の報酬

	2010年 ドル	2009年 ドル
短期従業員手当	1,264,530	1,121,113
雇用後手当	504,858	185,402
その他の長期手当	1,196,528	326,011
退職手当	368,050	-
合 計	3,333,966	1,632,526

主要な経営陣の報酬は、両会計期間において、当社から役員への支払額および未払額の両方を含みます。2009年および2010年にかかる最高財務責任者の報酬はWGCが負担しました。

14 継続企業

法定外の財務書類は、継続企業の前提に基づいて作成されています。

15 貸借対照表日後に発生した事象

貸借対照表日後に公表すべき重要な事象はありません。

16 当社に関する追加情報

ワールド・ゴールド・トラスト・サービス・エルエルシー(World Gold Trust Services LLC)は、米デラウェア州にある有限責任会社です。当社の登記上の事務所および主たる事業を行う場所は以下のとおりです。

424 Madison Avenue, New York, NY - 10017, United States of America

[訳 文]

ワールド・ゴールド・トラスト・サービス・エルエルシー業務執行役員宛て独立監査人報告書

私どもは、ワールド・ゴールド・トラスト・サービス・エルエルシー(以下「WGTS」または「会社」という。)の2009年12月31日に終了した年度についての法定外の財務書類について監査を行った。かかる財務書類は、貸借対照表、収益および費用計算書、キャッシュ・フロー計算書、資本変動計算書および関連する注記1から注記14により構成される。かかる法定外の財務書類は、当該書類に記載される会計方針に基づき作成されており、SPDR[®] Gold Trust(以下「本信託」という。)の東京証券取引所への上場に係るスポンサーとして、とりわけ日本の金融商品取引法(以下「本規制」という。)の要件を充足するように作成された。

本報告書は、2010年2月1日付のエンゲージメント・レターにより会社の業務執行役員のためだけに、また本規制の要件を充足するに当たりWGTSの業務執行役員を支援するためだけに、作成されたものである。私どもの監査業務は、私どもが独立監査人報告書において会社の業務執行役員への報告が要求される事項について、かかる業務執行役員に報告するために実施されるのであり、それ以外のいかなる目的のためでもない。法律が最大限許容する限りにおいて、私どもは、監査業務、本報告書または私どもの意見について、会社以外の何人に対しても責任を認めず、また、かかる責任を負うものではない。

業務執行役員および監査人の各自の責任

業務執行役員の責任は、注記2に記載される会計方針に従い法定外の財務書類を作成することである。

私どもの責任は、関係する法律および規制上の要件ならびに国際監査基準(連合王国およびアイルランド)に従い法定外の財務書類を監査することである。

私どもは、法定外の財務書類が注記2に記載される会計方針に従い適切に作成されたものであるかにつき意見を報告する。さらに、私どもの意見において、会社が適切な会計記録を維持していなかった場合、または私どもが監査のために要求した全ての情報および説明を入手できなかった場合についても、報告を行う。

監査意見の基礎

私どもは、監査実務審議会が公表した国際監査基準(連合王国およびアイルランド)に従い監査を行った。監査には、法定外の財務書類中の金額および開示に関連する証拠についての試査による検証が含まれる。また、法定外の財務書類の作成に当たり業務執行役員が行った重要な見積りおよび判断の評価、ならびに会計方針が会社の状況に照らして適切なものであり、継続して適用され、かつ適切に開示されているか否かの評価が含まれている。

私どもは、法定外の財務書類に詐欺またはその他の不正行為もしくは誤謬によって生じた重大な虚偽の表示がないことについて合理的な保証を与えるに十分な証拠を得るために必要と考える全ての情報および説明を入手できるよう監査を計画し、実施した。意見の形成にあたり、私どもは、法定外の財務書類中の情報の表示が全体として適切であるかについても評価を行った。

監査意見

私どもの意見では、法定外の財務書類は、注記2に記載される会計方針に従い、適切に作成されていた。

(署名)デロイトLLP

デロイトLLP

勅許会計士

連合王国ロンドン

2010年5月28日

[次へ](#)

INDEPENDENT AUDITORS' REPORT TO THE EXECUTIVE OFFICERS OF WORLD GOLD TRUST SERVICES LLC

We have audited the non-statutory financial statements of World Gold Trust Services LLC ("WGTS" or the "Company") for the year ended 31 December 2009 which comprise the Balance Sheet, Statement of Revenue and Expenditure, Cash Flow Statement, Statement of Changes in Equity and the related notes 1 to 14. These non-statutory financial statements have been prepared under the accounting policies set out therein and have been prepared in order to satisfy the requirements of inter alia, the Financial Instruments and Exchange Law of Japan (the "Regulations") as sponsors to the listing of SPDR® Gold Trust (the "Trust") on the Tokyo Stock Exchange.

This report is made solely to the Company's executive officers in accordance with our engagement letter dated 1 February 2010 and solely for the purpose of assisting the executive officers of WGTS in satisfying the requirements of the Regulations. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Company's executive officers those matters we are required to state to them in an independent auditors' report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we will not accept or assume responsibility to anyone other than that company, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Respective responsibilities of executive officers and auditors

The executive officers' responsibilities are for preparing the non-statutory financial statements in accordance with the accounting policies set out within note 2.

Our responsibility is to audit the non-statutory financial statements in accordance with relevant legal and regulatory requirements and International Standards on Auditing (UK and Ireland).

We report to you our opinion as to whether the non-statutory financial statements have been properly prepared in accordance with the accounting policies set out within note 2. In addition we report to you if, in our opinion, the Company has not kept adequate accounting records or if we have not received all the information and explanations we require for our audit.

Basis of audit opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK and Ireland) issued by the Auditing Practices Board. An audit includes examination, on a test basis, of evidence relevant to the amounts and disclosures in the non-statutory financial statements. It also includes an assessment of the significant estimates and judgements made by the executive officers in the preparation of the non-statutory financial statements, and of whether the accounting policies are appropriate to the Company's circumstances, consistently applied and adequately disclosed.

We planned and performed our audit so as to obtain all the information and explanations which we considered necessary in order to provide us with sufficient evidence to give reasonable assurance that the non-statutory financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or other irregularity or error. In forming our opinion we also evaluated the overall adequacy of the presentation of information in the non-statutory financial statements.

Opinion

In our opinion the non-statutory financial statements have been properly prepared in accordance with the accounting policies set out within note 2.

Deloitte LLP
Chartered Accountants
London, UK
28 May 2010

[訳 文]

ワールド・ゴールド・トラスト・サービス・エルエルシー宛てケーピーエムジーLLP報告書

私どもは、ワールド・ゴールド・トラスト・サービス・エルエルシー(以下「会社」という。)の2010年12月31日に終了した年度についての法定外の財務書類について監査を行った。かかる法定外の財務書類は、当該書類の注記2および3に記載される会計方針に基づき作成されている。

私どもの報告書は、SPDR[®] ゴールド・トラストの東京証券取引所への上場に係るスポンサーとして、会社が日本の金融商品取引法の要件を充足することに関してのみ作成された。

私どもの報告書は、当時の会社の必要性により決定された会社の合意した要件を充足するように作成された。したがって、私どもの報告書は、いかなる目的のためにも、あるいはいかなる文脈においても、会社以外で私どもに対して権利を取得することを欲する者によって、使用あるいは依拠されることに適したものとされていない。会社以外で私どもの報告書またはその複製を入手し、私どもの報告書(または報告書の一部)に依拠しようとするいかなる者も、自身のリスクでそのようにするものとする。法律が許容する最大限の範囲において、ケーピーエムジーLLPは、私どもの本報告書について、会社以外の何人に対しても責任を認めず、また、かかる責任を負うものではない。

役員およびケーピーエムジーLLPの各自の責任

役員の責任に関する報告書にて詳述される通り、役員には、法定外の財務書類の注記2に記載される作成基準に従い法定外の財務書類を作成する責任がある。私どもの責任は、2011年4月11日付のエンゲージメント・レターの定める条件および国際監査基準(連合王国およびアイルランド)に従い法定外の財務書類を監査、および法定外の財務書類に対して意見を表明することである。これらの基準により、私どもは、監査実行委員会(APB)の監査人に対する倫理基準に従うことが要請される。

法定外の財務書類の監査範囲

監査には、法定外の財務書類中の金額および開示事項に関して、法定外の財務書類に詐欺または誤謬によって生じた重大な虚偽の表示がないことについて合理的な保証を与えるに十分な証拠の入手が含まれる。これには、会計方針が会社の状況に照らして適切なものであり、また、継続して適用され、かつ適切に開示されているか否かの評価、および役員が行った重要な会計上の見積もりの合理性についての評価が含まれている。

法定外の財務書類に対する監査意見

私どもの意見では、2010年12月31日に終了した年度についての事業体の法定外の財務書類は、すべての重要な点において、法定外の財務書類の注記2および注記3に記載される作成基準および会計方針に従い、適切に作成されていた。

(署名)ケーピーエムジーLLP

ケーピーエムジーLLP

勅許会計士

2011年6月20日

[次へ](#)

REPORT OF KPMG LLP TO WORLD GOLD TRUST SERVICES LLC

We have audited the non-statutory financial statements of World Gold Trust Services LLC (“the Company”) for the year ended 31 December 2010 set out on pages 4 to 17. The non-statutory financial statements have been prepared for the reasons and on the basis of the accounting policies set out in notes 2 and 3 to the non-statutory financial statements.

Our report has been prepared for the Company solely in connection with the Company satisfying the requirements of the Financial Instruments and Exchange Law of Japan as sponsors to the listing of SPDR® Gold Trust on the Tokyo Stock Exchange.

Our report was designed to meet the agreed requirements of the Company determined by the Company's needs at the time. Our report should not therefore be regarded as suitable to be used or relied on by any party wishing to acquire rights against us other than the Company for any purpose or in any context. Any party other than the Company who obtains access to our report or a copy and chooses to rely on our report (or any part of it) will do so at its own risk. To the fullest extent permitted by law, KPMG LLP will accept no responsibility or liability in respect of our report to any other party.

Respective responsibilities of directors and KPMG LLP

As explained more fully in the Statement of Directors' Responsibilities set out on page 2, the directors are responsible for the preparation of the non-statutory financial statements in accordance with the basis of preparation as set out in note 2 to the non-statutory financial statements. Our responsibility is to audit, and express an opinion on, the non-statutory financial statements in accordance with the terms of our engagement letter dated 11 April 2011 and having regard to International Standards on Auditing (UK and Ireland). Those standards require us to comply with the Auditing Practices Board's (APB's) Ethical Standards for Auditors.

Scope of the audit of the non-statutory financial statements

An audit involves obtaining evidence about the amounts and disclosures in the non-statutory financial statements sufficient to give reasonable assurance that the non-statutory financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or error. This includes an assessment of: whether the accounting policies are appropriate to the Company's circumstances and have been consistently applied and adequately disclosed; and the reasonableness of significant accounting estimates made by the directors.

Opinion on non-statutory financial statements

In our opinion the non-statutory financial statements of the entity for the year ended 31 December 2010 have been properly prepared, in all material respects, in accordance with the basis of preparation and the accounting policies set out in notes 2 and 3 to the non-statutory financial statements.

KPMG LLP
Chartered Accountants
20 June 2011